

令和 7 年度青梅市地域密着型サービス指定候補事業者募集要領

1 趣旨

青梅市（以下「市」という。）では、第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にもとづき、別紙 1 のとおり、地域密着型サービス等の基盤整備を進めており、事業の適正な運営を着実にを行うため、地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者の公募を実施する。

2 募集の内容

募集するサービスの内容は、次の表に掲げるものとする。

サービスの種類	整備数	地域
小規模多機能型居宅介護	1 事業所	市内全域
認知症対応型共同生活介護	1 ユニット	

3 応募資格等

応募することのできる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地域密着型サービスを整備運営しようとする事業者（社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、民間企業等）であること。ただし、当該事業者は、地域密着型サービスの運営事業者に貸与する目的で建物を整備し、および土地または建物の所有者から土地・建物の貸与を受け地域密着型サービスを運営しようとする事業者を含むものとする。
- (2) 直近 3 か年の会計年度において債務超過（負債が資産を上回っている状態をいう。以下同じ。）となっていないこと（社会福祉法人にあっては、現状および整備計画による負債総額が資産総額の 2 分の 1 を超えないこと。）。
- (3) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当するもの

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生または再生手続が開始されているもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団およびそれらの利益となる活動を行うものならびに青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成２４年４月１日実施）別表に掲げる措置要件に該当するもの

エ 国税および地方税に未納（納期限が到来していないものを除く。）があるもの

(4) 事業実績等

募集するサービスの運営、介護事業への参入等、介護事業に関する実績を有すること。

4 募集期間

令和７年４月１５日（火）８時３０分から同年４月３０日（水）１７時まで

5 募集方法

令和７年４月１５日号の広報おうめおよび青梅市ホームページ等で募集する。

6 応募方法

(1) 申込方法

指定候補事業者の選定を受けようとする事業者は、メール（div1517@city.ome.lg.jp）により期日までに下記(2)の書類を青梅市長（受付：介護保険課）へ提出しなければならない。

(2) 提出書類

青梅市地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者募集申込書（様式第１号）および別紙２に掲げる書類を、正本、副本の２種類を用意し、このうち副本には事業者が特定できる内容（事業所名、法人名、住所等）がわからないように黒塗り等の加工をするものとする。

(3) 質問

募集内容に関する質問がある場合には、令和７年４月１５日（火）から４月１７日（木）１７時までに Logo フォームで提出すること。

URL：<https://logoform.jp/form/LaiY/999677>

なお、質問に対する回答については、原則４月２４日（木）から４

月28日（月）の期間で回答し、青梅市ホームページ上で公開する。

7 選定方法

(1) 審査の手順

ア 1次審査

提出された書類を選定の基準に沿って採点方式により審査を行う。

なお、1次審査終了後の得点が7割に達しない場合は2次審査の対象としない。

イ 2次審査

応募内容等においてプレゼンテーション形式で説明後、選定委員会による質疑に対して応答し、採点方式により審査を行う。

また、公認会計士へ委託し、財務内容の審査を行う。

(2) 指定候補事業者の決定

審査の結果を踏まえ、選定委員会により総合的な評価による選定を行い、青梅市介護保険運営委員会の審議および答申を経て指定候補事業者を決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募のあった事業者にも文書で通知する。

8 選定の基準

次の各項目にもとづいて審査します。

(1) 一次審査

項目	内容	チェックポイント
(1) 運営理念の理解および基本方針について	ア 応募した理由	目的を理解した内容となっているか
	イ サービスの質を向上させるための目標・方策	目標を定め、方策に実現性があるか
	ウ 自己評価や外部評価を受けることに対する考え方	積極的な姿勢があるか
	エ プライバシーへの配慮に対する考え方	プライバシーへの配慮がされているか

	オ 認知症ケアに対する考え方	認知症ケアに対する理解があり、適切にケアできるか
	カ 利用者の状態、意向を配慮したサービス計画の作成の考え方	サービス計画の作成に配慮されているか
	キ 自立支援のための具体的な手法	自立支援のための具体的な手法があるか
	ク 個人情報保護の措置についての職員への周知、個人データや情報の管理方法	職員への周知、個人データの管理方法は適正か、個人情報の管理に対して的確に対応できるか
	ケ 法人の理念	社会福祉・地域福祉向上のための理念をあげているか
	コ 法人の基本方針	社会福祉・地域福祉向上のための基本方針を定めているか
(2) 地域との連携について	ア 地域への密着性	市内あるいは近隣自治体に事業所のある法人であるか
	イ 開設に当たっての地域住民、関係団体への理解を得るための方策	地域との連携の重要性を配慮した方策であるか
	ウ 地域に開かれた施設等としての方策	地域に開かれた施設となっているか
	エ 関係機関（協力医療機関等）との連携体制	具体的な協力医療機関その他関係機関との連携体制があるか

	オ 家族との関係づくり の方針と具体策	利用者家族との良好な関係性づくりに関して具体策等はあるか
(3) 防犯、防災、衛生管理、苦情処理、事故防止体制等について	ア 防犯への対応	防犯への具体的な対応策があるか
	イ 防災への対応（計画、訓練、非常災害の際の連携体制およびBCPの作成等）	計画、訓練、非常災害の際の連携体制など防災への対応があるか
	ウ 苦情処理のための体制	苦情処理のための担当者を指定するなどの体制があるか
	エ 事故防止および感染症予防への方策	事故防止および感染症予防への方策があるか
	オ 虐待防止、身体拘束への方策	虐待防止や身体拘束廃止への方策があるか
(4) 従事職員関係について	ア 職員の配置	配置が運営基準にのっとっているか
	イ 職員の資質向上のための取組	職員の資質向上のための取組がされているか
	ウ 職員研修体制の確保	認知症及び虐待防止に関する職員の研修体制を整えている
	エ 職員の離職等の対応策	職員の離職等の防止策が取られているか また、離職等により人員基準に影響が出た場合、方策があるか

(5) 施設整備面について	ア 事業所の立地環境	立地環境が運営基準にのっとっているか また、これまで同サービスが整備されていない地区に事業所を設置しているか
	イ 併設サービスについての考え方（併設サービスがある場合）	併設サービスについての考えが妥当であるか
	ウ 居室や居間、食堂の整備	十分な広さがあり、居間や食堂は独立しているか
(6) 独自の取組等について	施設としての独自の取組および特質すべき点があるか	
(7) その他（※）	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号および第115条の12第2項各号に該当しないこと。	

（※）その他の要件の適用については、次に定めるところによる。

ア 介護保険法第78条の2第4項第1号の規定の適用については、青梅市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第35号）第3条に規定する要件を満たす者とする。

イ 介護保険法第78条の4第1項および第2項の規定の適用については、青梅市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第33号）で定める基準による。

ウ 介護保険法第115条の12第2項第1号の規定の適用については、青梅市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例第4条に規定する要件を満たす者とする。

エ 介護保険法第115条の14第1項および第2項の規定の適用については、青梅市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第34号）で定める基準による。

(2) 二次審査

ア プレゼンテーション

一次審査の項目に沿って審査を行う。

イ 公認会計士による審査

項目	内容	チェックポイント
事業運営について	ア 経営基盤の安定性および事業運営の継続性	現に運営している事業について、経営状態が良好であるか、債務超過になっていないか
	イ 資金計画についての方策	今後地域密着型介護事業を運営していく上で、健全で安定した運営が見込めるか、資金計画が堅実であるか

9 その他留意事項

- (1) 土地の確保の見通しが立たない等の実現性のないものは、選定の対象とはならない。
- (2) 土地所有者等と、施設の修繕や改築の範囲等十分に協議を行い、同意書（任意様式）により双方合意の上で申込むこと。
- (3) 事業所計画地が市街化調整区域など、都市計画法等の関連法令にて土地利用の制限等が生じる場合は、事前に市の都市計画課等の関連部署へ確認、調査のうえ応募すること。
- (4) 応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届（様式第15号）を提出すること。
- (5) 指定候補事業者の応募がない場合または審査結果等により指定候補事業者が決定しなかった場合は、指定候補事業者なしとする。
- (6) 選定された地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者および選定された事業者に貸与する目的で建物を整備する土地または建物所有者においては、厚労省通知等で示されている施設開設の要件を満たしていなければならない。

別紙 1（第 1 項関係）

整備目標（第 9 期介護保険事業計画より抜粋）

（単位：人、事業所）

サービスの種類	区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
小規模多機能型 居宅介護	利用（見込）者数	4 5	5 0	5 9
	事業所数	2	3	3
認知症対応型共 同生活介護	利用（見込）者数	9 1	9 4	9 5
	ユニット数	1 0	1 1	1 1

別紙 2（第 6 項関係）

	提出書類	備考
申 込	青梅市地域密着型（介護予防）サービス指 定候補事業者募集申込書	様式第 1 号
事 業 者 （ 運 営 法 人 ）	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号および第 115 条 の 12 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	様式第 2 号
	暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書	様式第 3 号
	事業運営実績について	様式第 4 号
	定款または寄付行為	最新のもの
	法人登記事項証明書 （法人登記簿謄本）	応募提出日前 3 か月以内に 発行されたもの
	法人決算報告書	直近 3 か年分
	過去の指導検査結果の写し	過去に指導を受けた場合のみ
	利用者アンケートの集計内容	自己評価等において実施し ている場合のみ
事 業 計 画 （ 土 ）	令和 7 年度地域密着型（介護予防）サービ ス事業計画書	様式第 5 号
	事業スケジュール	様式第 6 号
	案内図	事業開設予定地の案内図

地・建物	平面図	任意様式による
	配置図	建物の配置や敷地との位置関係を示した図。なお、道路に接している距離と道路の幅員を記入すること
	現況写真等	改修および増改築の場合は、増改築前の図面や現況写真（全景のほか建物内部）も添付すること
	事業予定地の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	土地、建物登記事項証明書（土地、建物登記簿謄本）、借地・借家契約書の写し、借地・借家に関する合意書（確約書）など
運営方針	運営方針提案書	様式第 7 号
	事業所の代表者の経歴書	様式第 8 号
	事業所の管理者の経歴書	様式第 9 号
資金計画	資金計画書（※）	様式第 10 号
	借入金の償還計画書（※）	様式第 11 号
	融資証明書（※）	建物建設費用、備品購入費等借入れにかかる金融機関の証明書
	設置する事業所の収支見込書および年ごとの積算内訳	様式第 12 号 様式第 12 号の 2
	預金残高の分かる通帳の写し（※）	運転資金等が確保されていること
その他	近隣関係住民等への説明状況	様式第 13 号
	関係行政機関との事前相談の状況	様式第 14 号
	辞退届	様式第 15 号（応募後、辞退する場合のみ）

※ 資金計画書、借入金の償還計画書、融資証明書、預金残高の分かる通帳の写しについては、事業者（運営法人）のほか土地所有者等が建物を

建設、改修等をして事業者へ賃貸する場合（他の法人から融資を受けている場合はその法人のものも含む）等は建物所有者についても提出すること。

※ 国交付金または都補助金の交付を受ける場合には、運転資金の借入れは認められない。

※ 土地および建物の賃貸借の契約書における契約期間は20年以上とすること。